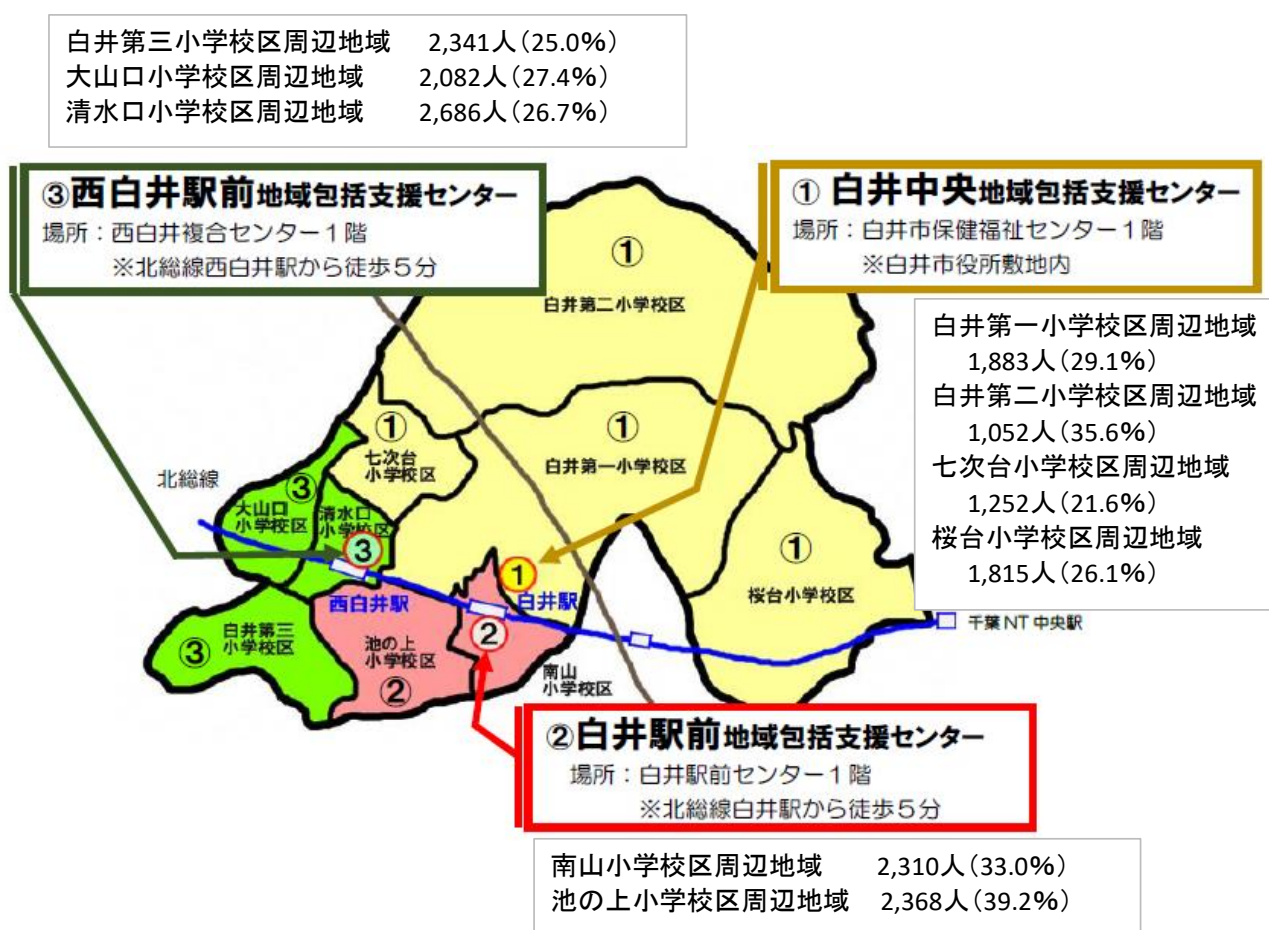


令和 6 年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

- ①白井中央地域包括支援センター 2-5
- ②白井駅前地域包括支援センター 6-9
- ③西白井駅前地域包括支援センター 10-13



①白井中央地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市復 1 1 2 3 白井市保健福祉センター内	
電 話 番 号	047-497-3474	
ファックス番号	047-498-4832	
メールアドレス	461-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第一小学校区、白井第二小学校区、七次台小学校区、桜台小学校区
担当圏域 の特徴分析	白井第一小学校区は、近年転入してきた高齢化率が低い地域と、従来からの多世代住居に高齢者世帯のみが居住し高齢化率が高い地域とが混在している。市役所や医療機関、介護施設等、施設が多い。住民の集いの場所が少ない地域であるが、ガーデンサロンの開催など計画が進められている。 白井第二小学校区は、人口は少ないが面積は広く、駅や市役所、商業施設からも遠いため、車が欠かせない地域。移動スーパー(市が連携している)の利用者・リピート率は他の地域より高く、商業施設へ行くことが大変という裏付けになっている。地域によっては講の集まりが継続され、隣近所との関係性が維持できている。高齢化も進展しており、隣近所との交流もままならなくなってくるのが想定されるが、現在は同居等の子供からの支援が得られ、介護上の課題が表面化していない地域となる。 七次台・桜台小学校区は千葉ニュータウンの造成と共に転入した人が多く、高齢化率は低い、一気に高齢化率が高くなるのが想定される。住民の活動意識は高く、自主活動も盛んであり、自治会や活動団体から交流会や集会等で講演の依頼が定期的にある地域。一方で個人が支援を頑なに受け入れず、孤独死などの問題も抱えている。

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

- ①地域の高齢者の総合相談窓口として信頼され、より身近な存在となるよう地域に明るい包括支援センターを目指します。
- ②高齢化が更に進んでいく中で、より地域に深く入り、ニーズを掴んでいくことができるよう、引き続き実態調査に力を入れていきます。併せて、早期に支援が必要な高齢者に適切な対応が行えるよう、実態調査員・生活支援コーディネーターとの連携にも力を入れていきます。
- ③複合化・複雑化した困りごと・相談に対して、苦慮する場面が増えてきている。各専門職・包括として対応力・解決能力が向上し、より適切な対応ができるよう、ケース検討・その後の検証に力を入れていきます。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

- 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足度の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
地域の高齢者の相談窓口として、適切な支援に繋がれるよう、三職種のみならず、必要時各関係機関とも連携し、問題解決に努める。	・地域の高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターの周知をリーフレットや地域の交流の場等への参加を通じて続けていく。 ・ケースにより早期解決のため関係機関と連携を取りながら支援する。利用者満足度の向上も意識していく。
感染症や自然災害等、有事下においても適切に対応できる。	・他包括とも協議しながら、実現可能な業務継続計画となるよう、定期的に計画の見直しや研修を行う。 ・有事下でも活動できるよう、紙媒体での資料作成を行う。更新も月に1回の頻度で行う。 ・個人情報管理を徹底する。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
利用者と‘めざす姿’が共有でき、自立支援に繋げることができる。	・事業の変更を各職員が理解し、ケアマネジメントに反映させる。アセスメントをより意識し、利用者が‘めざす姿’になれるよう支援を行う。 ・支援方針が適切であったかケース検討会等で振り返りの場を設ける。 ・居宅支援事業所に委託したケースについて適切なケアマネジメントが行われているかをケアプランチェックにて把握する。 ・介護保険サービス以外の社会資源を意識した窓口対応を行う。
地域づくりの推進のため、様々な地域の社会資源の情報提供を行う。	・担当圏域の社会資源について情報収集し、必要時市民やケアマネジャーへ情報提供する。 ・集いの場へ参加し、地域包括支援センターの周知とともに集いの場が充実するよう運営に協力する。 ・生活支援コーディネーターと連携し、継続的な支援を行っていく。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	アウトリーチを意識し、窓口対応だけでなく、出向いて相談に応じる機会を増やす。	・実態調査を年間200件以上行う。 ・実態調査員との情報交換を密に行い(実態調査員と三職種で月に1回会議を設ける)、支援が必要な高齢者に対し、早期に支援に繋げられるようにする。 ・民生委員や近隣住民、関係機関からの情報により支援が必要な世帯の実態を把握し、早期に対応する。
	各専門職、包括として対応力・解決能力が向上し、より適切な対応ができる	・報連相を怠らず、三職種で支援の方針や対応について検討する。 ・月1回包括内でケース検討を行い、ケースの把握、共有、解決の手段を各自が学んでいく。 ・外部研修へ参加し、自己研鑽する。
権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	認知症等により理解・判断能力の低下が見受けられる高齢者の権利擁護を図る。	・成年後見制度関連の研修や講座等に参加し知識や情報の収集を行う。 ・申し立てへの助言や支援、関係機関の紹介等を行い、高齢者及びその親族等に対して継続的支援を行う。 ・消費者被害に関して、適切な相談窓口と連携、対応を行う。
	虐待の可能性があった際には自己判断せず共有し対応を検討、適切かつ迅速な対応を行う。	・虐待に関するリーフレットを収集し、虐待防止の啓発を行っていく。収集したリーフレットを地域のケアマネジャーにも情報提供し、共有していく。 ・虐待の可能性があった際には自己判断せず、市のフローチャートに沿って対応を検討する。 ・必要な関係機関との連携を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	ケアマネジャーが社会資源を知り、活用できるよう支援を行う。	・委託しているケースのケアプランチェックから地域課題を吸い上げ、生活支援コーディネーターへ繋げる。 ・ケアマネジャーと生活支援コーディネーターを繋げることを意識して支援を行う。 ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画作成従事者研修会への協力。
	ケアマネジャーが困難事例を受けやすい、対応しやすい関係・環境作りを行う。	・月1回包括内でケース検討を行い、包括全体で情報共有、相談ケースを支援していく体制を取る(必要時は適宜)。 ・相談事例に対し、必要であれば三職種のみならず関係機関とも連携し、具体的な支援方針を検討していく。 ・日頃よりケアマネジャーとの連携、介護支援専門員協議会の交流会や研修に参加し、顔の見える関係、相談しやすい関係性を作っていく。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の一体的な提供を目指すため、ネットワーク等の普及に努める。	・ 実態調査時や相談時また救急搬送者に対し救急医療情報キットを配布する。 ・ 集いの場への参加時に救急医療情報キットを配布する。 ・ 在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会や入退院時連携WGに参加し、顔の見える関係を築く。 ・ 最新の情報をケアマネージャーや関係機関に伝えることができるよう、資料を更新していく。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと連携し地域課題の把握と社会資源の充実に努める。 日常生活上の課題は多岐にわたるため、介護保険サービスの提供のみならず、生活支援コーディネーターと連携しながら地域住民への情報提供や生活支援サービスの創出に協力する。	・ 年5回以上生活支援コーディネーターと会議を行い、情報共有を図る。 ・ 生活支援コーディネーターへ地域や個人のニーズ、課題を情報提供し、社会資源の創出に協力する。 ・ 地域ふれあい会議等、会議への参加・協力体制を取る。
認知症総合支援事業	本人・家族が安心して地域で生活できるよう体制の構築、地域づくりに協力する。	・ 認知症サポーター養成講座の協力。 ・ 認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、対応力の向上に努める。チームの支援が終了した後も途切れず包括でフォローを続ける体制を取る。 ・ 相談時、集いの場への参加時に認知症ガイドブックを配布し普及啓発に努める。
地域ケア会議推進事業	支援が必要な高齢者を地域で支えるため、地域ケア会議を通じてネットワーク作りをする。	・ 自立支援型地域ケア会議にて事例提出者、助言者として参加する。 ・ ご近所支え合い会議を年3回開催する。 ・ 民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催する。

②白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市堀込1丁目2番2号 白井駅前センター1F	
電話番号	047-492-8100	
ファックス番号	047-492-8102	
メールアドレス	satsuki.chiiki@koik.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	南山小学校区・池の上小学校区
担当圏域 の特徴分析	【南山小学校区】 ・白井駅周辺、国道464号線沿いにはスーパーやホームセンター、集合住宅が数多く建っている。区内にある4F建て以上の集合住宅が65棟。内エレベーターがない棟が25棟あり、高齢者の外出に関わる生活課題（買い物、ゴミ出し、外出意欲の低下等）が多く上がっている。また団地での高齢化率が非常に高く、日常生活の困りごとを抱える高齢者の増加が今後さらに見込まれる。 ・生活課題の対策として、住民主体による地域資源を活用。お買い物バスや地域のサロン開催など、住民や地区社会福祉協議会が運営を行っている。 ・独居や引きこもりがちな高齢者の生活状況の把握が大きな課題。相談経路としては、別居の家族や民生委員からの情報提供や相談が多い。 ・笹塚や根・復地区（一部）には、若い世代が転入してきている。 【池の上小学校区】 ・市内の高齢化率が最も高い地区であり、今後も高齢化率の上昇が予測される。近隣に店舗や医療機関が少なく、免許を返納した高齢者は移動に関する課題が多い。 ・池の上地区は戸建てが多くを占めており、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみ世帯が目立つ。 ・堀込地区はほとんどが団地で、また高齢化率が高い。4F建て以上の集合住宅が35棟ある内、エレベーターがなしが30棟。南山小学校区同様に外出の課題の大きな原因となっている。 ・中銀マンションには高齢者専用棟（ライフケア棟）があり、高齢に伴い生活に支障が生じた方の相談が多く寄せられる。 ・地区社会福祉協議会が、集いの場の運営、高齢者への定期的な様子確認を行う見守り活動を行っている。

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

1. 日頃から地域住民との交流や関係機関と連携を取り、支援が必要な住民の早期発見・早期介入を行い、生活課題の複合化の予防・悪化を防ぐことで住み慣れた地域で生活を続けられる支援を行う。 2. 地域包括支援センター職員が地域資源を把握し、住民一人ひとりに合わせた資源の提案を行ない、住民が利用が出来る体制を構築する。また、総合相談、ケアマネジメント支援業務等に積極的かつ効果的に組み入れていく。 3. 地域包括支援センターが業務や事業に取り組む中で得た情報を市と共有し、より良い地域包括ケアシステムの構築を図る。
--

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
多様な相談に対応できるよう、知識・経験のある職員の確保および専門職としてのスキルアップを図る。	○研修や勉強会へ積極的に参加や講師役を務めることで、知識を深め対応方法を学ぶ。 ○個別ケース対応の中で支援者との連携時、各専門職の意見を踏まえ検討することで、自身やお互いの役割の理解を深め、より専門職のチームアプローチを図る。
利用者が相談しやすく、また利用者の満足度向上を図るための相談体制を整える。	○地域住民に対し、地域包括支援センターがどのような窓口であるかの周知理解を進める。 ・サロンや集いの場での周知を行う、またその際に効果的な説明の内容や方法となるよう都度改善を図っていく。 ○苦情や意見を受けた際には、センター内・高齢者福祉課へ報告し改善・検討を図る。 ○複数の相談者が来所した場合には、仕切りやブラインドを使用し、相談者のプライバシーを保護する。

2. 総合事業 － 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者に対して、適切な保険給付や介護予防・生活支援サービス事業を提供をする。また、地域の多様な社会資源をケアプランに位置づけ、自立支援を包括的、効果的に提供される支援を行う。	○住民の生活・身体状況を丁寧に聞き取り、生活課題を分析し、支援方針を立てる。 ○新しい地域資源情報を職員間で共有し、センター独自の社会資源ファイルで管理し、必要時円滑に引き出せる体制を整える。 ○サービス担当者会議等で、本人や家族、支援者と本人のおかれている生活課題、目指す姿を共有し、各サービスの役割についてきちんと認識が出来る進行を行う。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	地域の高齢者が安心してその人らしい生活を送り続けられるよう、関係機関・関係者とのネットワーク構築を図る。	○生活支援コーディネーター（以下「SC」という）と協働し、民生・児童委員、見守りパートナーと地域資源に係る勉強会を開催し、関係者の関係構築と様々な地域資源を取り入れ効果的な支援を行う。 ○民生・児童委員、見守りパートナー交流会を年1回主催し、地域の見守りを行う担当者との関係性の構築を図る。
	孤立や課題を抱えた地域高齢者の早期発見、かつ適切な支援や情報提供を行う。	○年間200件以上の実態調査を行い、要支援者の早期発見、個々の状況に応じた資源の情報提供を行う。 ○民生委員や見守りパートナー、他関係者と綿密な連携を図り、要支援者の早期発見・早期介入、効果的なチーム支援を行う。
権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	高齢者の権利を守るために、成年後見制度等の理解を深め、必要に応じて説明・関係機関への橋渡しを行う。	○地域包括間での個別ケースの共有や勉強会等の参加を通し、後見制度の実例を学びケース対応に活かす。 ○権利を阻害されている可能性のある住民を早期にキャッチするため、日頃から関係機関への周知や連携を図る。
	高齢者虐待を防止するため、リスクを抱える住民への適切な対応をし、またサービス事業所への理解促進を図る。	○研修受講、講師役を通して高齢者虐待の概要、現状や対策等の理解を全職員で深める。 ○高齢者虐待を疑われるケースを発見した場合、早急に市へ報告し連携を図りながら支援を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	ケアマネジャーから相談を受けた困難事例に対し、三職種の専門性を活かし助言・指導ができるよう各職員の資質向上に努める。	○ケース対応を通じて、多様な課題の対応方法や方針検討が行える対応力をつける。 ○社会資源や諸制度の知識を深め、地域でその人らしく暮らし続けていけるために多様なサービスを提案する。 ○研修や勉強会に積極的に参加し、専門スキルの向上を努める。
	市内外の委託先居宅介護支援事業所・地域包括職員が、より適切なケアマネジメントを実施できるよう助言や情報共有を行う。	○ケアマネジャーが個々のニーズに応じて多様な主体サービスが包括的に提供が出来るよう、地域資源を分かりやすく紹介しケアプランに反映が出来るよう提案を行なう。 ○市や他地域包括と協働し、ケアマネジャーや地域包括職員に向けた介護予防ケアマネジメント研修を行う。 ○市外ケアマネジャーへ白井市独自サービスの情報提供を行う。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	住民ができるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療と介護間の情報共有を始めとした連携を一層図っていく。	○バイタルリンク等を活用し、お互いの状況の把握や課題の共有を行い、支援者間の連携を強化する。 ○かかりつけ等の医療機関との情報共有を積極的に図る。
生活支援体制整備事業	住み続けやすい地域づくりのためSCと連携を図り、地域資源の把握・創出に協力をする。	○個別ケースのアセスメントを丁寧に行い、地域課題やニーズを把握し共有する。 ○SCと定期的な打ち合わせにて、地域資源に係る相談や共有を積極的に行う。 ○地域住民や関係者への効果的な情報発信の方法について関係者間で検討をする。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域での見守り体制の構築と周知に取り組む。	○講座や集いの場、また相談対応時に「白井市認知症ガイドブック」の配布・啓発を行う。 ○認知症初期集中支援チームの会議参加やケース支援を通じ、対応スキル向上に努める。 ○ケース対応等を通じ、認知症カフェの紹介を行い、当事者の居場所づくりの協力をする。 ○家族が介護相談を出来るよう地域包括職員がカフェに参加する。 ○市が主催する認知症サポーター養成講座や家族介護教室の開催に協力し、認知症に対する住民の理解を深めるとともに、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりに協力する。
地域ケア会議推進事業	本人や家族、専門職、その他関係者の意見を踏まえ、地域資源の活用促進、また地域が抱える課題の抽出を行い、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進める。	○地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年3回以上開催。高齢者本人を中心に検討を行い、家族や住民、関係者で協力して支える体制を構築する。また、本人や地域が抱える課題を発見する。 ○民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催。見守りを行っている関係者からの情報や意見を聞き取り、地域の課題についての検討、発見を行う。

③西白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市清水口1-2-1	
電話番号	047-497-5170	
ファックス番号	047-497-5171	
メールアドレス	24-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第三小学校区、大山口小学校区、清水口小学校区
担当圏域 の特徴分析	【第三小学校区】 鎌ヶ谷、西白井2方向に便が良く、街道には店舗やマンションが建つ。富士区の町並みには戦後の開拓の歴史が残り、農地に分散して小規模な宅地開発が行われているため、狭い道幅や袋小路もあり、通行や交通に支障がある。空き家や老朽化住宅、アパートが目につく地域は高齢化が進行している。自治会は開拓年代ごとに形成され、古くから住む住民の結びつきは強く、自治会や地区社協との情報共有や合同事業も活発である。4月には防災機能を備え、世代を超えて楽しむことができる富士公園がオープンする。 【大山口小学校区】 子供から高齢者まで幅広い世代が住む圏域である。その中でも大山口・大松地区は千葉ニュータウン開発初期の入居地区であり、高齢化が進んでいる。孤立、孤独を防ぐために、また幅広い世代が住んでいるという特徴を活かし、地域コミュニティの構築やコミュニケーションがとれる環境づくりに力を入れている。 【清水口小学校区】 駅を中心に南は分譲中心のけやき台、千草、北には清水口の団地や分譲住宅、在来農家の混合地域がある。スーパーや西白井複合センターを徒歩圏にでき、利便性は良い。半面駅北口の一部は昭和50年代に開発され、エレベーターがない建物も多い。高齢化率も高いため、外出困難に陥りやすい。西白井複合センターにおいては利用率が高くなり、新しく集いの場を作ろうとしても、毎週の特定期日、時間での部屋の確保ができなくなっている。

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

6年度の重点事業「総合相談支援業務の充実」に基づき以下を今年度の重点課題とする。 ・個別支援技術(ケースワーク)の向上 複合化、複雑化した課題を抱える個人や世帯は増加傾向にある。その生活環境は、自覚が有るか無いかにかかわらず、生存権を脅かす状況にあることも多く、専門職も対応に極めて苦慮している状況である。現場で支援にあたる専門職個々の技術力の向上を図り、検討を重ねることで改善への突破口を開いていく。 ・ご近所支えあい会議の充実 認知症を発症した一人暮らしの方への相談が年々増加している。高齢化が進んだ地域では、他人事とは思えず力になりたいと申し出てくれる住民もいる。会議への参加を通じて認知症への理解を深め、地域における協力を促したい。また、議案や進行の段取りを丁寧に行い、地域課題の把握に努めていく。
--

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
住民や関係機関からの意見・要望を柔軟にキャッチし共有する。	・相談窓口だけでなく、平素の地域住民等とのかかわりの中で、地域課題や地域包括支援センターの運営の改善にヒントとなるものがあれば職員間で共有するとともに、月報にて報告する。

2. 総合事業 － 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
傷病や環境の変化などで「さまざまなつまずきを経験した人が、望む生活・元の生活を取り戻せる地域」を関係者とともに作り上げていく。 (R5年度白井市介護予防ケアマネジメント研修より)	・つまずき始めたときに相談できる地域包括支援センターの周知。 ・相談対応ではつまずく前の生活、現状、望む生活について聞き取りの工夫を行う。 ・多様なサービス・資源を活用し課題解決の提案を行う。 ・好事例を共有し、支援者のモチベーション向上を図る。
(一般介護予防事業への協力) 集いの場(楽トレ体操やサロン等)に出向き、介護予防の啓発や参加者からの相談等に応えるなど、運営の充実に協力する。	・地域包括支援センターの周知啓発や出前講座を含め、年間15回以上、集いの場や地区の集会等に参加する。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	個別支援技術(ケースワーク)の向上 ※今年度の重点課題と同じ	・解決が難しいケースは「継続支援シート」を活用し地域包括支援センター内で協議を行う。(作成件数年間3件以上) ・他の専門職や機関と事例検討を行い助言を得る。 ・外部研修を活用し、職員個々の研鑽を図る。
	支援を必要とする高齢者が早期に地域包括支援センターにつながるよう、周知啓発活動や実態調査を推進する。	・年間200件以上の実態把握に努める。 ・介護予防の啓発を含め、地域包括支援センターの周知啓発活動や出前講座を年間15回以上行う。 ・地域包括ケアシステムについて理解や関心が広がるような資料や講話を企画する。
権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	おひとり様になり判断能力が低下しても、安全な暮らしが確保できるよう、成年後見制度等の利用を促進する。 ①必要な人は制度につながるよう支援する。 ②元気な時に備えられるよう、成年後見制度や終活についての啓発を行う。	①-1 本人、家族の状況や意向に応じて、成年後見制度やその他の制度、サービスを提案する。 ①-2 本人の意思決定支援はチーム内で検討するほか、必要に応じ外部の専門職の意見を仰ぎ慎重に行う。 ②-1 市の終活支援講座への協力やミニ講座の開催(随時)。 ②-2 終活に関する個別相談会への協力(年4回)
	虐待の事例を把握した場合は、速やかに事実確認を行い、適切な対応をとる。	・通報受理後、緊急性が高い場合は市に報告し、安全の確保について協議する。 ・収集した情報は的確に資料にまとめ、緊急度判定会議に諮る。 ・虐待に至る背景や本人、養護者の心理に配慮し、解決に向けて継続的、計画的に支援を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	地域のケアマネジャーを対象とした研修や意見交換会を市と一体的に行う	・ミニ勉強会、介護予防研修の立案に参加する。 ・市主催の研修等ではスタッフとして役割を担う。
	地域、隣接市のケアマネジャーが支援困難事例を抱え込まないよう、関係機関との連携の下で具体的な支援方針を検討する。	・支援困難事例の相談で、本人等の同意が得られた場合はケアマネジャーとの同行訪問を心がける。難易度や専門分野によっては、市や他機関に支援を要請する。 ・地域包括支援センターが介入後ケアマネジャーに引き継いだケースは必要に応じモニタリングを行う。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	①在宅医療・介護連携に関する相談に対応できるよう、地域の情報を更新しておく。 ②地域に出向き「救急医療情報キット」の普及・更新を推進する。	①-1 市が主催する課題別ワーキング等に参加し情報収集を行う。 ①-2 在宅診療に同行するなど、地域の実情を把握する。 ②サロンや地区社協等の集まりに出向き、キットの説明や設置を促す。（年10回）
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと協力し、生活支援サービスを担う多様な事業主体の情報収集や地域で活動する団体との連携を深める。	・生活支援コーディネーターと定例会を実施し地域の情報や課題を共有する。（年6回）。 ・協議体の会議へ参加する。 ・地域の集会等に生活支援コーディネーターと共に参加する。
認知症総合支援事業	個々の事例を通して、住民や関係機関等との連携支援を地域に根付かせる。 ①ご近所支えあい会議の充実 ※今年度の重点課題 ②住民が実感し、何ができるか考えてもらえるよう、基礎知識よりも演習や対話を重視した啓発活動に組み替える。	①-1 会議の開催にあたっては事前に内部検討を行い、開催担当者をサポートする ①-1 会議では住民や本人家族が発言しやすいよう留意する。 ②-1 認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練への協力 ②-2 「お楽しみ処」の運営に協力するとともに、本人や家族の個別相談に対応する。
地域ケア会議推進事業	地域包括支援センターが主催する地域ケア会議での個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能の向上。（R5年度から継続）	・ご近所支えあい会議を年3回以上開催する。 ・事例検討会や研修で、会議進行やプレゼンテーションの向上を図ることができるよう努める。 ・民生委員・見守りパートナー交流会では、生活支援コーディネーター等と連携し、参加者が多角的な視点で自由に意見交換ができるよう企画する。